

2019年3月28日

食品衛生分科会

その他の報告事項
に関する資料

食品衛生分科会資料の誤記について

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 資料の誤記について

1. 食品中の農薬等の残留基準について

- 平成30年10月9日開催 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 議題（3）文書による報告事項等 において、食品中の農薬トリフルミゾールの残留基準の設定について文書報告を行った。
- 分科会終了後、事務局において規格基準改正の作業を進めていたところ、分科会資料の一部に誤りが発見された。
- 誤りの詳細は、表のとおり。農薬トリフルミゾールの分科会資料別紙2 答申案につき、食品「その他の家きんの卵」及び残留基準値「0.02」を記載していなかった。

誤記の箇所	誤		正	
資料（3） 25 ページ	鶏の食用部分	0.05	鶏の食用部分	0.05
	その他の家きんの食用部分	0.05	その他の家きんの食用部分	0.05
	鶏の卵	0.02	鶏の卵	0.02
	魚介類	0.3	その他の家きんの卵	0.02
			魚介類	0.3

- 同分科会の参考資料として配布していた農薬・動物用医薬品部会の部会報告書も同様に答申案に誤りがあったが、これは、部会での審議資料案の作成時点で既に誤りがあったもの。
- 同農薬の規格基準改正前に今般の資料の誤りが判明したため、規格基準の改正に影響を及ぼすことはなかった。
- 上記誤りの判明後、同部会の各委員に修正後の報告書の内容確認及び了承をいただいた。

2. 食品添加物の規格基準について

- 平成30年12月19日開催 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 議題（3）文書による報告事項等 において、食品添加物 次亜臭素酸水の規格基準の改正について文書報告を行った。
- 分科会終了後、事務局において規格基準改正の作業を進めていたとこ

ろ、分科会資料の一部に誤記が発見された。

- 誤記の詳細は、表のとおり。次亜臭素酸水に含まれるブロモホルム等の不純物の摂取量推計につき、摂取量の単位を、 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ とするのが正しいところ、部会報告書からの転記のミスにより、誤って $\text{mg}/\text{人}/\text{日}$ と記載していた。

誤記の箇所	誤	正
資料（3） 41 ページ	ブロモホルム 0.253 $\text{mg}/\text{人}/\text{日}$ ブロモジクロロメタン 0.0223 $\text{mg}/\text{人}/\text{日}$ ジブロモクロロメタン 0.0253 $\text{mg}/\text{人}/\text{日}$ クロロホルム 0.0083 $\text{mg}/\text{人}/\text{日}$ 臭素酸 0.0393 $\text{mg}/\text{人}/\text{日}$	ブロモホルム 0.253 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ ブロモジクロロメタン 0.0223 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ ジブロモクロロメタン 0.0253 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ クロロホルム 0.0083 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ 臭素酸 0.0393 $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$

- 同分科会の参考資料として配布していた添加物部会の部会報告書に誤記はなかった。規格基準の改正は、部会報告書を根拠に作業しており、今般の誤記が規格基準の改正に影響を及ぼすことはなかった。

3. 再発防止について

- 事務局の確認不足により、誤った資料を配付したことについて分科会委員に深くお詫び申し上げるとともに、今後、以下の対応により、再発防止に努めて参りたい。
 - ・ 「文書による報告事項」資料の簡略化
「文書による報告事項」においては、部会報告書の配布をもって資料とさせていただきます、従前のような資料は極力簡略化することで、転記ミスを防止する。
 - ・ 分科会前の資料確認の徹底
資料確認を行う人員を増員し、監査的な確認を行うことも含め、事務局の複数人による事前の資料確認を再度徹底する。